

## 立命館大阪キャンパス校舎等施設学外貸与施行細則

### (目的)

第1条 この施行細則は、学校法人立命館校舎等施設学外貸与規程にもとづき、立命館大阪キャンパス（以下大阪キャンパス）の施設貸与業務を遂行するために必要な事項を定める。

2 この施行細則でいう「学外」とは、本法人が設置する学校以外の組織および団体をいう。

### (管理責任者)

第2条 大阪キャンパスの施設を学外貸与する管理責任者は、社会連携部長とする。

### (安全管理対策)

第3条 管理責任者が安全管理上、警備対策等を必要と判断する場合は、施設を貸与される者はその指示に従うとともに、その経費（以下「管理経費」という。）を負担しなければならない。

### (貸与対象)

第4条 施設の貸与対象は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本法人の教職員で構成する組織または団体が使用する場合
- (2) 本法人が設置する学校の校友や父母で構成する組織または団体が使用する場合
- (3) 本法人または本法人が設置する学校と教育研究上の協定等を締結している企業または団体
- (4) 管理責任者が教育研究上または社会連携上必要と認められた組織または団体

### (使用料金の扱い)

第5条 施設の使用料金は、別表1のとおり定める。

2 清掃費は実費を請求する。

### (取消・変更時の扱い)

第6条 施設の使用許可を受けた者が、使用内容の取消または変更する場合は、11日前までに申し出なければならない。

### (使用料金の減額・免除)

第7条 管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、使用料金の全額を免除することができる。

- (1) 本法人の教職員で構成する組織または団体が使用する場合
- (2) 本法人が設置する学校の校友や父母で構成する組織または団体が使用する場合
- (3) その他の組織または団体で管理責任者が必要と認めた場合

### (改廃)

第8条 この施行細則の改廃は、常任理事会が行う。

#### 附則

1 この施行細則は、2011年1月6日から施行する。

2 この施行細則の制定に伴い、立命館アカデミア@大阪校舎等施設学外貸与施行細則を廃止する。

## 別表1 (第4条第1項関連)

施設の使用料金 (単位:円&lt;税込み&gt;)

施設名	定員 (名)	使用料金		
		午前(9:30~12:30)	午後(12:30~17:30)	夜間(17:30~21:30)
第1教室	14	3,000円	5,000円	4,000円
第2教室	10	3,000円	5,000円	4,000円
第3教室	8	3,000円	5,000円	4,000円
第4教室	20	3,500円	5,500円	4,500円
第5教室	20	3,500円	5,500円	4,500円
第6教室	14	3,000円	5,000円	4,000円
第7教室	30	4,500円	7,500円	6,000円
演習室1	39	4,500円	7,500円	6,000円
演習室2	38	4,500円	7,500円	6,000円
多目的室	60	6,000円	10,000円	8,000円
演習室2 および多目的室	98	9,000円	15,000円	12,000円